

—サステナビリティ情報開示 配信シリーズ—

# SSBJの審議動向

(第45回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あづさ監査法人



サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2024年12月16日、第45回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています）。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案（以下、公開草案という）を公表し、広くコメント募集を行いました（コメント期限：2024年7月31日）。公開草案に対しては、様々な利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2024年12月16日に開催された第45回サステナビリティ基準委員会で審議された事項は、以下の通りです。

## 審議された事項

1. 確定基準公表後の対応
2. 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案\*
3. 「一般開示基準」の文案\*

\* : 審議において、公開草案の内容を一部変更することが提案されている項目

本稿では、このうち、上記1（下線項目）について、解説します。

（参考）上記2および3の適用基準と一般基準については、公開草案後の再審議等を踏まえた修文案が審議されています（審議資料は非公開）。

## 1. 確定基準公表後の対応

SSBJの審議（事務局の提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
<p>(1) 確定基準の公表後の対応として、次の事項を、適用基準<sup>1</sup>の結論の背景に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がISSB™基準<sup>2</sup>を改訂する場合、SSBJ基準<sup>3</sup>上の取扱いについて可及的速やかに検討を開始する。</li> <li>② ISSBが教育的資料等を公表した場合、SSBJにおいて、補足文書の公表の要否について可及的速やかに検討を開始する。</li> <li>③ <u>SSBJ基準公表後かつ強制適用前のSSBJ基準の見直しについて、SSBJ基準における定めが明確であるものの、SSBJ基準に従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨がSSBJに提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否を判断する。</u></li> <li>④ <u>SSBJ基準の強制適用後、SSBJ基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示がISSB基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示と同じになることを意図して、必要に応じて、SSBJ基準における定めを追加または削除することを検討する。</u></li> </ul>		

### 確定基準公表後の対応

#### （審議の方向性）

SSBJ基準の開発にあたっては、ISSB基準との整合性を図ることとしており、その方法として、ISSB基準の要求事項をすべて取り入れたうえで、相応の理由が認められるものについては、ISSB基準の要求事項に代えてSSBJ基準独自の取扱いを選択することを認めることがあります。

しかし、ISSB基準の要求事項の中には、求められる開示内容が必ずしも明確ではなく、世界中のISSB基準の利用者の解釈が明確ではないものも見受けられます。特に、それぞれの開示項目について、どの程度詳細に記述すべきかについては、開示目的を達成する情報を開示しなければならないと要求されているのみであり、実際にどのような開示となるかは明らかではありません<sup>4</sup>。

したがって、SSBJ基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示がISSB基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示と同じになるためには、確定基準公表後も対応が必要になると考えられるため、次の場合に分けて、確定基準公表後の対応を行う方向性で検討されています。

#### ① ISSBがISSB基準を改訂した場合

：SSBJ基準上の取扱いについて可及的速やかに検討を開始する。

#### ② ISSBが教育的資料等を公表した場合

：補足文書の公表の要否について可及的速やかに検討を開始する。

1 サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下同様）

2 國際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS®サステナビリティ開示基準」（以下同様）

3 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）

4 SSBJ基準においても、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して企業が判断するものであると考えられるとしている。

③ SSBJ基準公表後かつ強制適用前の見直し

：SSBJ基準における定めが明確であるものの、SSBJ基準に従った開示が実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨が提起された場合には、公開の審議により、別途の対応<sup>5</sup>を図ることの要否を判断する。

④ SSBJ基準強制適用後の見直し

：SSBJ基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示が、ISSB基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務開示と同じになることを意図して、必要に応じて、SSBJ基準における定めを追加または削除することを検討する。

(審議資料) [第45回サステナビリティ基準委員会審議資料－審議事項A1-2](#)

5 「別途の対応」に関する具体的な手順は、次のとおり。

- ①電子メールにより市場関係者からの提起を受け付ける。
- ②市場関係者から受け取った提起について、SSBJ基準に従った開示を行う場合に実務上著しく困難な状況が認められるかどうか、および、代替的な取扱いの要否等について検討する。必要に応じて、公開の審議において提出者から提起された状況の説明を受ける。
- ③審議の結果、SSBJ基準の改正が必要と判断された場合には、公開草案を公表し、公開草案に寄せられた市場関係者からの意見を踏まえ、最終的な改正の要否について判断する。

## (参考)これまでの審議の状況

審議	論点
第37回サステナビリティ基準委員会 (2024年8月21日)	開発にあたっての基本的な方針
第38回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月5日)	産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）
	産業横断的指標等（資本投下）
	産業横断的指標等（報酬）
	用語の修正（「金額」）
第39回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月19日)	ガイダンスの情報源における「SASBスタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱い
	IFRS S1号B4項及びB5項に相当する定めの取扱い
第40回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月3日)	スコープ1およびスコープ2温室効果ガス（GHG）排出に関する開示
	スコープ3GHG排出に関する開示
	スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出の絶対総量の合計値の開示
	GHGの種類別の開示
	GHG排出の測定に用いる排出係数
	内部炭素価格
第41回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月16日)	表示単位および端数処理
	レジリエンスの評価
	公表承認日および後発事象
	法令で別段の定めを置いている場合
第42回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月30日)	期中に企業結合が生じた場合
	気候基準案51項に関する検討
	地球温暖化係数に関する取扱い
	気候基準案53項および54項に関する検討
	気候基準案52項および64項に関する検討
	つながりのある情報と後発事象
第43回サステナビリティ基準委員会 (2024年11月14日)	コメント対応表
	適用基準案70項に関する検討
	適用基準案71項に関する検討
	測定アプローチに関する開示の検討
	ファイナンス・エミッション
	コメント対応表
第44回サステナビリティ基準委員会 (2024年11月28日)	指標の報告のための算定期間に関する再提案（文案検討）
	「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」
	自発的なフル適用の場合における別段の定め
	経過措置
	当委員会の補足文書とするIFRS S1号及びIFRS S2号の付属ガイダンス、並びにISSBの教育的文書
	コメント対応表

## ■ 関連資料紹介

- [【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準](#)
- [【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック](#)
- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

## ■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



## ■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

## ■ KPMG Japan Insight Plusのコンテンツ例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を細密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしはあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSBT™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

**過去情報は、あずさ監査法人の  
ウェブサイトをご確認ください。**

あずさ監査法人トップページ ([Link](#))

■ 会計・開示コンテンツ ([Link](#))

■ 日本基準 ([Link](#))

■ IFRS会計基準 ([Link](#))

■ 米国基準 ([Link](#))